

令和 2 年度

水 質 測 定 計 画 (案)

香 川 県

目 次

令和2年度水質測定計画	1
別表1 調査地点数	
別表2 環境基準監視調査／公共用水域水質調査	
○ 河 川 (水質)	
東讃地区河川水質測定地点図, 表	7
高松地区河川水質測定地点図, 表	10
中讃地区河川水質測定地点図, 表	14
西讃地区河川水質測定地点図, 表	18
小豆地区河川水質測定地点図, 表	21
○ 海 域 (水質)	
海域環境基準監視地点図, 表	23
別表3 環境基準監視調査／地下水質調査	
○ 概況調査	
水質測定地点図, 表	33
○ 繼続監視調査	
水質測定地点図, 表	37
別表4 その他の水質等調査	
○ 河 川 (水質)	
東讃地区河川水質測定地点図, 表	41
高松地区河川水質測定地点図, 表	44
中讃地区河川水質測定地点図, 表	47
西讃地区河川水質測定地点図, 表	53
小豆地区河川水質測定地点図, 表	58
○ 河 川 (底質)	
西讃地区河川底質測定地点図, 表	60
○ 海 域 (水質)	
東讃海域水質測定地点図, 表	62
備讃瀬戸東部水質測定地点図, 表	65
備讃瀬戸西部水質測定地点図, 表	68
燧灘東部水質測定地点図, 表	74
○ 海 域 (底質)	
備讃瀬戸西部底質測定地点図, 表	76
備讃瀬戸西部及び燧灘東部底質測定地点図, 表	79
○ 湖 沼 (ダム・溜池)	
ダム水質測定地点図, 表	81
東讃地区溜池水質測定地点図, 表	84
高松地区溜池水質測定地点図, 表	87
中讃地区溜池水質測定地点図, 表	90
西讃地区溜池水質測定地点図, 表	93
小豆地区溜池水質測定地点図, 表	96
○ 地下水 (水質)	
地下水水質測定地点図, 表	98
参考資料	100

令和2年度水質測定計画

1. 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、香川県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定地点、項目、方法及びその他必要な事項を定めるものである。

2. 調査期間

調査期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3. 調査の種類及び内容

(1) 環境基準監視調査

① 公共用水域水質調査(河川・海域)

水質環境基準の水域類型の指定が行われた公共用水域を対象として、国、県及び中核市(高松市)が、環境基準の維持達成状況、富栄養化の実態等を把握するために実施する水質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表2のとおりとする。

② 地下水質調査

県下の地下水を対象として、国、県及び高松市が、地下水の汚染の状況を把握するために実施する水質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表3のとおりとする。

なお、地下水質調査、排水基準監視調査等の結果からみて必要と思われる測定地点等を追加する場合がある。

(2) その他の水質等調査

① 県及び高松市が実施する調査

1) 主要水域におけるその他の水質調査

利水の状況、工場・事業場等の立地の状況、汚濁の状況等を考慮して選定した河川、海域の環境基準監視調査以外の地点を対象として、汚濁の状況を把握するため、計画的に実施する水質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表4のとおりとする。

2) 海域の底質調査

利水の状況、工場・事業場等の立地の状況、汚濁の状況等を考慮して選定した海域を対象として、底質の悪化の状況を把握するため、計画的に実施する底質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表4のとおりとする。

3) 湖沼(ダム・溜池)の水質調査

利水の状況、工場・事業場等の立地の状況、汚濁の状況等を考慮して選定した県内の主なダム・溜池を対象として、汚濁状況、富栄養化の実態等を把握するため、計画的に実施する水質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表4のとおりとする。

② 高松市以外の市町が実施する調査(参考)

中核市以外の市町が利水の状況、工場・事業場等の立地の状況、汚濁の状況等を考慮して選定した水域を対象として、独自に計画的に測定を実施する水質、底質調査とする。

調査内容の概要及び詳細は、それぞれ別表1、別表4のとおりとする。

4. 測定項目

各測定地点における測定項目については、調査の種類、利水の状況、工場・事業場等の立地の状況等を考慮して次の項目から設定する。

(1) 公用用水域水質調査

- ① 生活環境項目(一般項目) … 水素イオン濃度(pH), 溶存酸素量(DO), 生物化学的酸素要求量(BOD), 化学的酸素要求量(COD), 浮遊物質量(SS), 大腸菌群数(Coli), n-ヘキサン抽出物質(油分), 全窒素(T-N), 全燐(T-P), 全亜鉛(Zn), ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
- ② 健康項目 … カドミウム(Cd), 全シアン(CN), 鉛(Pb), 六価クロム(Cr^{6+}), 砒素(As), 総水銀(T-Hg), アルキル水銀(R-Hg), PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン(MC), 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン(TCE), テトラクロロエチレン(PCE), 1,3-ジクロロプロペン(D-D), チウラム, シマジン(CAT), チオベンカルブ, ベンゼン(Bz), セレン(Se), 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素($\text{NO}_3\text{-N} \cdot \text{NO}_2\text{-N}$), ふつ素(F)※, ほう素(B)※, 1,4-ジオキサン
(※海域についてはふつ素及びほう素を除く)

- ③ 特殊項目 … フェノール類, 銅(Cu), 亜鉛(Zn), 溶解性鉄(Fe), 溶解性マンガン(Mn), クロム(Cr)

- ④ その他 … トリハロメタン生成能, 要監視項目(31項目), 塩化物イオン(Cl^-), アンモニア性窒素($\text{NH}_4\text{-N}$), オルトリん酸態りん($\text{PO}_4\text{-P}$), 電気伝導度(EC), 陰イオン界面活性剤(MBAS), クロロフィルa, 含水率等

(2) 地下水質調査

- ① 環境基準項目 … カドミウム(Cd), 全シアン(CN), 鉛(Pb), 六価クロム(Cr^{6+}), 砒素(As), 総水銀(T-Hg), アルキル水銀(R-Hg), PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, クロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン(MC), 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン(TCE), テトラクロロエチレン(PCE), 1,3-ジクロロプロペン(D-D), チウラム, シマジン(CAT), チオベンカルブ, ベンゼン(Bz), セレン(Se), 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素($\text{NO}_3\text{-N} \cdot \text{NO}_2\text{-N}$), ふつ素(F), ほう素(B), 1,4-ジオキサン

- ② その他 … 要監視項目(24項目), 水素イオン濃度(pH), 大腸菌群数(Coli), 全窒素(T-N), 全燐(T-P), 銅(Cu), 溶解性鉄(Fe), 溶解性マンガン(Mn), クロム(Cr), 塩化物イオン(Cl^-), アンモニア性窒素($\text{NH}_4\text{-N}$), 電気伝導度(EC)等

5. 事業主体、採水機関及び分析機関

国土交通省四国地方整備局(香川河川国道事務所), 香川県(環境管理課, 河川砂防課, 環境保健研究センター, 小豆総合事務所, 東讃保健福祉事務所, 中讃保健福祉事務所, 西讃保健福祉事務所, 農業試験場), 市町, 香川県広域水道企業団, 民間検査機関

6. 測定方法及び調査方法

測定方法のうち、公共用海域の水質については、昭和 46 年環境庁告示第 59 号及び平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号、底質については、「底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号)」、地下水の水質については、平成 9 年環境庁告示第 10 号によるものとし、これらにない項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された測定方法によることとする。

調査の方法については、平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号、平成 11 年 4 月 30 日付け環水企第 186 号水質モニタリング方式効率化指針及び公共用海域は昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号、地下水は平成元年 9 月 14 日環水管第 189 号により環境庁水質保全局が定めた水質調査方法によるものとする。なお、水質異常事故による水質測定計画外の調査が必要になった場合は、香川県水質異常事故取扱マニュアルによることとする。

7. 測定結果の報告

分析機関(県 環境基準監視調査)は、測定結果を測定した月の翌月末日までに、香川県環境森林部環境管理課に報告するものとする。また、各事業主体は、公共用海域水質測定結果報告用マニュアルにより県に報告するものとする。なお、健康項目が環境基準を超えた場合は、直ちに県に報告することとする。

8. 測定結果の公表

測定結果は、水質汚濁防止法第 17 条第 1 項に基づき公表するものとする。

別表1 調査地点数

1. 域別調査地点数

地域区分	調査区分	環境基準監視調査		その他の				
		公共用水域水質調査 (環境基準点数)		地下水水質調査		河川・海域 (水質)	河川・海域 (底質)	ダム・溜池
		概況	継続					
河川等	東讃地区	12 (7)	-	2	13	0	33	-
	高松地区	15 (12)	8	13	12	0	21	-
	中讃地区	20 (9)	5	2	39	0	23	7
	西讃地区	14 (5)	1	12	32	1	18	-
	小豆地区	3 (2)	0	1	4	0	19	-
海域	東讃海域	12 (12)			11	0		
	備讃瀬戸	16 (14)※			40	18		
	燧灘東部	11 (5)***			8	1		

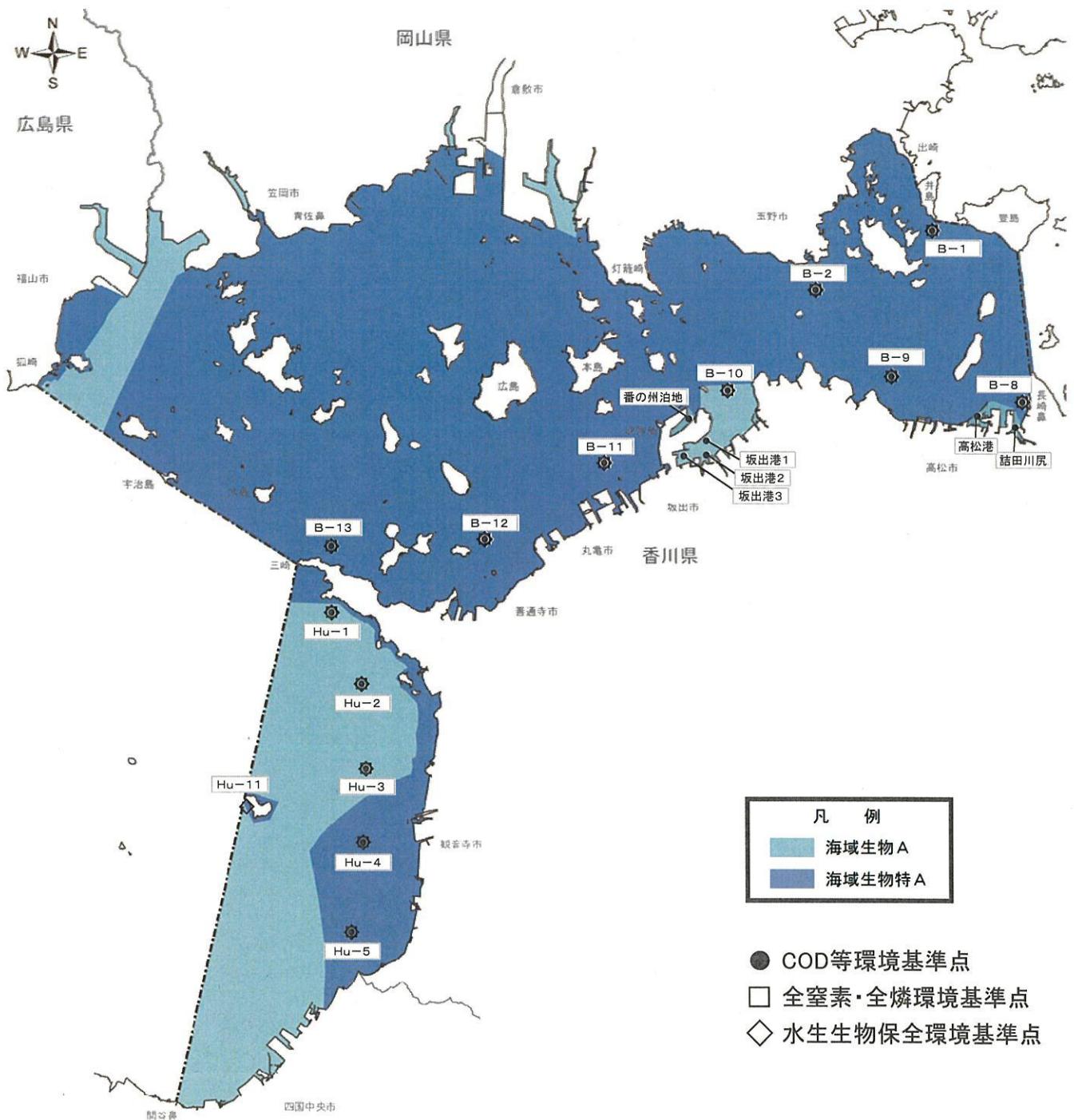
※全窒素・全燐及び水生生物保全環境基準点は8地点である。

※※水生生物保全環境基準点は6地点である。

2. 事業主体別調査地点数

事業主体	調査区分	環境基準監視調査				その他の				
		河川 (水質)	海域 (水質)	地下水 (水質)		河川		海 域		ダム 溜池 (水質)
				概況	継続	(水質)	(底質)	(水質)	(底質)	
国土交通省		3	-	3	-	-	-	-	-	-
香川県	48	39	3	17	-	-	-	3	76	-
高松市	13	-	8	13	11	-	5	-	16	-
他の市町等	-	-	-	-	89	1	54	16	22	7
合 計	64	39	14	30	100	1	59	19	114	7

備讃瀬戸・燧灘東部の水生生物保全環境基準類型指定図



注) 港内・漁港内であるため特別域から除外される区域については図示していない。